

2月17日(月)～3月17日(月) 市の申告会場に来場される方へのご案内

確定申告について：川越税務署 ☎049-235-9411 市・県民税の申告について：税務課 ☎049-252-7116
※申告期間中、担当職員は申告会場に従事しているため、税務課での問合せには即答できないことがあります。

市の申告会場での申告は **事前予約** が必要です (当日予約や電話予約はできません)

受付できる申告 市・県民税の申告、簡易な所得税の確定申告

- 作成済みの申告書の提出のみは予約不要です(内容の確認はできません)。
- 予約のない方や申告以外の内容は受け付けできません。
- 収支内訳書や医療費控除の明細書などの代行作成はできません。来場時に作成できていない場合は受け付けできません。

往復はがきでの予約は**1月31日(消印有効)**までです。
詳しくは前月号または市ホームページをご覧ください。

開設期間 ※土日祝を除く(3月9日(日)は受け付けます)。

場所	とき	
	期間	時間
市役所2階会議室	2/17(月)～26(水) 3/ 9 (日)～17(月)	9:00～15:30
鶴瀬西交流センター	2/27(木)・28(金)	
水谷公民館	3/ 3 (月)	
水谷東公民館	3/ 4 (火)	
ピアザ☆ふじみ	3/ 5 (水)	
みずほ台コミュニティセンター	3/ 6 (木)・7 (金)	

※市役所以外の会場は、車での来場はご遠慮ください。
※予約した時間の10分前から入場できます。予約時間を過ぎた場合は受け付けできません。

2月14日(金)までの市役所開庁日は、**市・県民税の申告のみ**市役所税務課で受け付けます(予約不要)。

！ 所得税の確定申告のうち、以下の申告は市の申告会場では受け付けできません

- 配当所得の申告
 - 雑損控除(災害関連など)の申告
 - 住宅借入金等特別控除の申告
 - 特定増改築・住宅特定改修・住宅耐震改修・認定住宅の控除申告
 - 総合課税の譲渡所得の申告
 - 土地・建物・株式の譲渡、退職、先物取引などの分離課税申告
 - 特定支出控除の申告
 - 更正の請求、修正申告、過年分の申告
 - 給与や年金の源泉徴収票や報酬などの支払調書がない場合の申告
- そのほか、複雑な申告や税務署の判断を要する内容は**川越税務署**で申告してください。

インターネットでの予約方法

予約期間 **希望日の前日まで**(希望日時が埋まっている場合があります)

1 市ホームページから予約フォームを開く

2 必要事項を入力して送信

※予約は申告書1件につき1枠です。
家族分で複数申告する場合は、その件数分予約をお取りください。

※予約状況の問合せは対応できません。

詳しくはこちら



■ インターネット予約をお手伝いします

スマートフォンなどをお持ちでない方や予約方法が分からない方向けに予約のお手伝いをします。
希望される方は税務課にお越しください。
※来場にあたっては予約不要です。
※スマートフォンをお持ちの方はご持参ください。

【予約ができない場合】

市の申告会場での申告をご希望の方で、すでに予約が埋まっていたなどで予約ができなかった場合は、電子・郵送で申告するか、以下の方法で申告してください。

- 所得税の確定申告：川越税務署で申告してください(LINEでの事前発行または当日配付の入場整理券が必要)。
- 市・県民税の申告：2月14日(金)までに税務課で申告してください(予約不要)。

電子・郵送申告にご協力ください

申告会場は例年大変混雑します。国や市では、源泉徴収票などの内容を画面の案内にそって入力するだけで、簡単に申告書が作成できる申告支援システムなどを用意していますので、ご自身で申告書を作成できる方は、電子・郵送での申告にご協力ください。

所得税の確定申告

国税庁ホームページ「確定申告書等作成コーナー」で申告書を作成し、e-Tax(電子申告)または郵送で申告できます。

【宛先】〒350-8666 川越市並木452-2
川越税務署



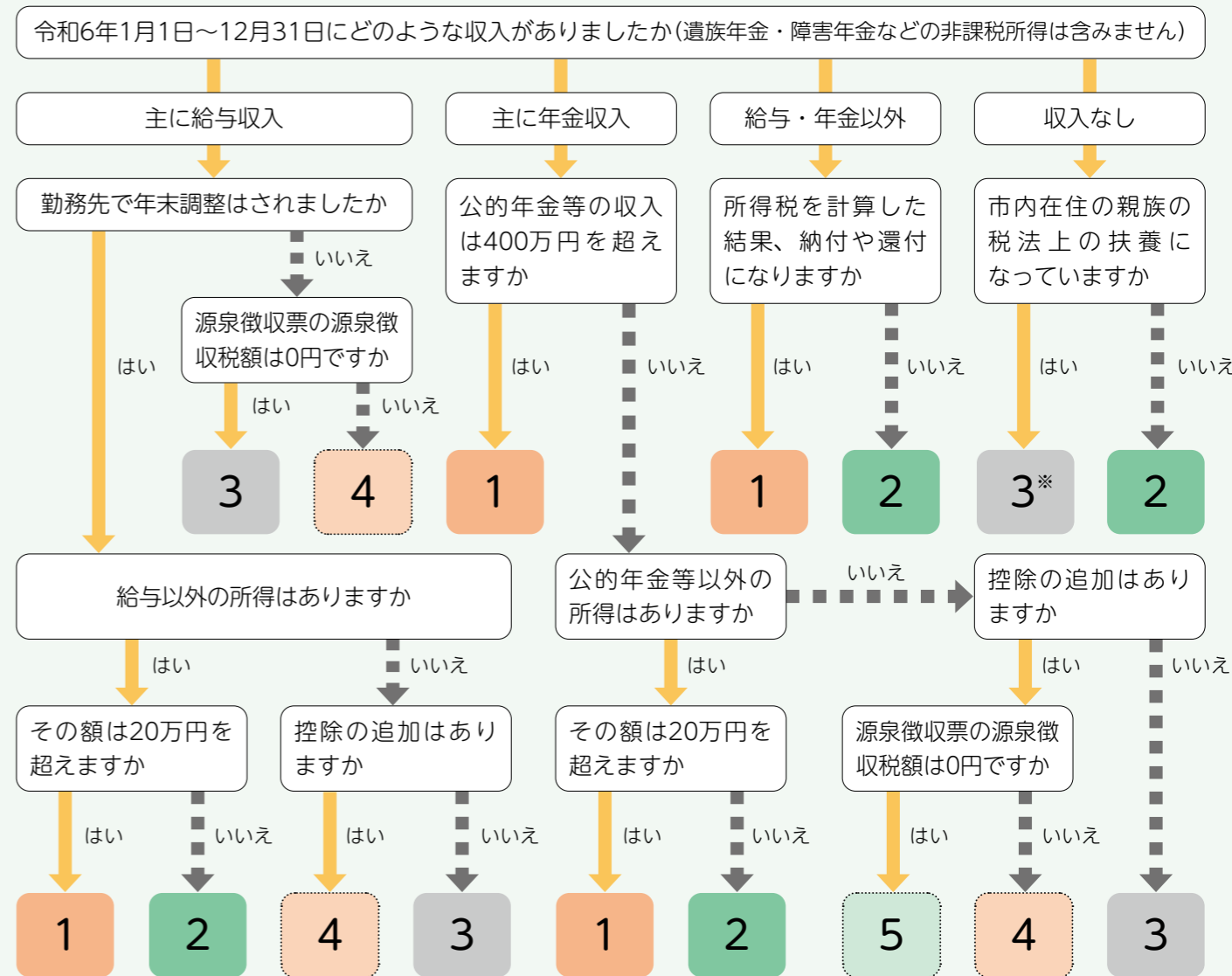
市・県民税の申告

市ホームページ「市県民税申告書作成・税額試算システム」で申告書を作成し、電子申請・届出サービスまたは郵送で申告できます。

【宛先】〒354-8511 (所在地は記載不要)
富士見市役所税務課市民税係



申告の有無 簡易フローチャート ※一般的な例であり、所得・控除内容などにより異なる場合があります。



- 1 所得税の確定申告が必要です
 - 2 市・県民税の申告が必要です
 - 3 申告は不要です
 - 4 所得税の確定申告をすると所得税が還付される可能性があります
 - 5 市・県民税の申告をすると市・県民税の税額が下がる可能性があります
- ※収入がなかった方でも児童手当など各種手当の申請をされる方、国民健康保険に加入している方などは市・県民税の申告が必要です



令和7年度

国民健康保険税の税率などを改定します

詳しくはこちら▼



県が示す標準保険税率を目指して、令和7年度の国民健康保険税の税率と課税限度額を改定します。
 国民健康保険課 ☎049-252-7113

改定の背景

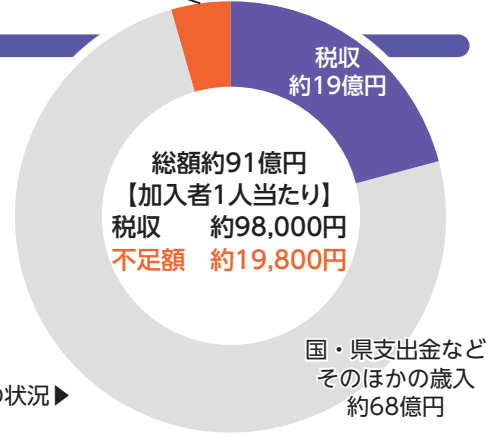
■ 国民健康保険財政の不足額の増加が見込まれる現状

国民健康保険制度は、「加入者の年齢構成が高く医療費水準が高い」「被用者保険などと比べて所得水準の低い加入者が多く財源の確保が難しい」といった構造的な問題から財政運営が厳しい状況です。

市の国民健康保険財政は、歳出額が歳入額を上回っており、法律で定められた以上の額を皆さんの税金で負担している状況です。今後も、医療技術の高度化による医療費の高騰などを要因として、不足額の増加が見込まれています。

令和5年度 国民健康保険財政の歳入の状況▶

歳入不足額 約4億円



■ 保険税水準の統一へ向けた取り組み

国はこうした状況を踏まえ、法改正を行い、平成30年度から国民健康保険制度は都道府県が財政運営責任を担う制度に変わりました。県では国の方針を踏まえ、“県内どの市町村に住んでいても世帯構成や所得が同じであれば同じ保険税となる”という保険税水準の統一に向けた取り組みを行っています。

県内の市町村は「埼玉県国民健康保険運営方針」に基づき、令和9年度には県が提示する標準的な税率(標準保険税率)と同じ税率に設定することになっています。

詳しくはこちら▶



改定の内容

令和7年度の保険税率・課税限度額を下表のとおり改定します。

		所得割額	均等割額	課税限度額
基礎課税分	改定前	6.95%	28,300円	65万円
	改定後	7.49%	34,300円	
後期高齢者支援金等分	改定前	2.1%	9,000円	22万円
	改定後	2.42%	11,500円	24万円
介護納付金分	改定前	1.6%	12,600円	17万円
	改定後	1.94%	14,900円	

改定の影響

改定により、1世帯当たりの保険税額は、平均で前年度比12.8%の増加となる見込みです。

モデル世帯ごとの改定前後の保険税額(1年分)は下表のとおりです。

市ホームページに改定後の保険税額が計算できる試算表を掲載していますのでご活用ください。

モデル世帯	改定前	改定後
65歳1人世帯 (前年世帯所得0円)	11,100円	13,600円
65歳夫婦2人世帯 (前年世帯所得100万円)	88,800円	102,100円
40歳夫婦と 未就学児の3人世帯 (前年世帯所得200万円)	261,800円	301,200円

■ 子育て世帯に対し税額の激変緩和措置を実施します ▶ 申請が必要です

子育て世帯を支援するため、世帯所得500万円以下の世帯を対象に、6～18歳の子ども1人の均等割額を一部減免します。

対象世帯には7月に送付する納税通知書に申請書を同封しますので、記入し提出してください。



粗大ごみ処分受付サイトを開設しました

粗大ごみ処分の受付サイトを開設しました。スマートフォンなどから、粗大ごみの戸別収集や環境センターへの自己搬入の申し込みが24時間365日いつでも可能です。

☎環境課 ☎049-252-7100

詳しくはこちら▼



粗大ごみインターネット受付画面

■ 戸別収集の申し込み

申込可能期間 申し込み日の10日後から2か月先まで

品目 粗大ごみ

※1回の回収は6点まで。それ以上の場合、何日かに分けての申し込みが必要です。

■ 自己搬入の申し込み

申込可能期間 申し込み日の翌日から2か月先まで

※土曜搬入の受付は粗大ごみ受付センター(☎0570-001-530)への電話申込みのみ

品目 粗大ごみ、可燃ごみ、不燃ごみ、資源など

対話式チャットサポートでは、チャット画面で粗大ごみを品目から検索するか粗大ごみの画像を送信することで、処分手数料を調べることができます。



新庁舎の設計に着手しました

公募型プロポーザル方式により事業者選定を進めてきた新庁舎設計業務については、令和6年11月に公開で行った事業者によるプレゼンテーションを経て、業務委託契約を締結しました。

今後は、ワークショップや市民説明会を開催し、市民に親しまれる新庁舎を目指して設計を進めていきます。

☎新庁舎整備室 ☎049-265-8311

詳しくはこちら▶



■ 契約情報

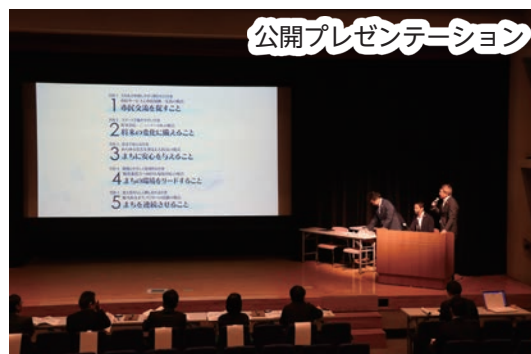
受託者 (株)久米設計

委託業務 富士見市新庁舎建設基本・実施設計業務委託

業務概要 新庁舎建設基本設計、新庁舎建設実施設計、既存分館改修設計、既存本庁舎解体設計

契約期間 令和6年12月20日～令和9年3月15日

契約金額 3億5,231万9,000円



中央図書館・図書館鶴瀬西分館・図書館ふじみ野分館の指定管理者が決定しました

公の施設の指定管理者候補者審査委員会の審査・選定の後、令和6年12月市議会の議決を経て、指定管理者を決定しました。

☎生涯学習課 ☎049-252-7138

指定管理者名	指定期間
TRC・キラリ財団グループ	令和7年4月1日～令和12年3月31日

